

PCB廃棄物処理に関する説明会の開催について

ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物につきましては、平成13年に公布施行された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により、PCB廃棄物を保管している事業者等が、自らの責任において、平成28年までに処理することが義務づけられました。

北海道内に存在するPCB廃棄物については、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に基づいて、政府の全額出資法人である日本環境安全事業株式会社により室蘭市に建設中の施設において処理を行うこととし、平成19年秋からの操業開始に向け、施設整備が進められているところです。

つきましては、PCB廃棄物処理に関する説明会を次のとおり開催することとしましたので、ご案内いたします。

記

1 会場、日時等

会場（住所）	日時	定員	申込期限
渡島合同庁舎講堂（3階） 函館市美原4丁目6番16号	平成18年12月15日（金） 13:30～16:00	200名	12月8日（金） 必着
胆振合同庁舎別館2階講堂 室蘭市幸町9番11号	平成18年12月18日（月） 13:30～16:00	200名	

2 対象

- ・渡島（函館市内含む）檜山、胆振及び日高支庁管内のPCB廃棄物保管事業者
- ・道内で、PCB廃棄物収集運搬業を行おうとする者
- ・一般道民

3 主催

北海道、日本環境安全事業株式会社、函館市*

（*：12月15日開催分のみ。）

4 説明内容

- （1）PCB廃棄物の処理について
- （2）PCB廃棄物の収集運搬等について
- （3）北海道PCB廃棄物処理事業について
- （4）その他

裏面あります

5 説明会の申込方法等

説明会への参加をご希望される方は、申込期限（12月8日（金））までに、別紙申込書に必要事項を記入の上、申込先までE-mail、ファクシミリのいずれかにてお申し込みください。

なお、会場の都合上、希望者が多数の場合は先着順とさせていただきますので、ご了承ください。

6 その他

日本環境安全事業株式会社による北海道での処理事業は、平成19年秋から平成27年3月までを予定しています。北海道内のPCB廃棄物については、処理事業の開始からおおむね6年間で、平成24年度までに処理を完了する予定です。

また、現在建設中の施設では10kg以上の高圧トランス等（ポリ塩化ビフェニルを使用した高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと同程度の大型電気機器が廃棄物となったもの）及び廃ポリ塩化ビフェニル等（廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油）を処理することとしており、これ以外の安定器、感圧複写紙、ウエスなどのPCB汚染物や低濃度PCB汚染物については、国において処理体制や処理の開始時期について検討が行われているところです。

〔申込及び問い合わせ先〕

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課

PCB廃棄物処理に関する説明会担当

TEL 011-231-4111（内線）24-312 FAX 011-232-4970

E-mail : kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp

PCB廃棄物処理に関する説明会参加申込書

必要事項を記入の上、下記申込先へメールまたはファクシミリにてお申し込みください。
会場の都合上、希望者が多数の場合は、先着順とさせていただきます。

〔申込先〕

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 PCB廃棄物処理に関する説明会担当

〒060-8588 札幌市中央区北3条6丁目

TEL 011-231-4111 (内線) 24-312

FAX 011-232-4970

E-mail kansei.kanhai1@pref.hokkaido.lg.jp

〔申込締切日〕

12月8日(金)必着

事業所名等		
出席者氏名		
連絡先	住所	〒
	電話番号	
	FAX番号	
	メールアドレス	
参加希望	いずれかの欄に をご記入ください。	
		12月15日(金) 13:30~16:00 函館市(渡島合同庁舎講堂(3階))
		12月18日(月) 13:30~16:00 室蘭市(胆振合同庁舎別館2階講堂)